

中間申告分の納付は期限内に！

～消費税及び地方消費税には中間申告制度があります～

◎ 中間申告が必要な方は、期限内納付のためのご準備を！

消費税及び地方消費税は、直前の課税期間の確定消費税額（年税額）に応じて、以下の表のとおり中間申告が必要となります。

中間申告が必要な方は、中間申告の納付税額の期限内納付のため、納税資金の積立てなどのご準備をお願いいたします。

直前の課税期間の確定消費税額 (地方消費税を除く。)	中間申告の要否	中間申告の回数	中間申告の納付税額 (概算)
4,800万円超	必要	年11回 (毎月)	直前の課税期間の確定消費税額 × 1/12
400万円超		年3回 (3月に1度)	直前の課税期間の確定消費税額 × 1/4
48万円超		年1回 (6月に1度)	直前の課税期間の確定消費税額 × 1/2
48万円以下	不要 (任意の中間申告制度(※)を利用できます。)		

※ 中間申告が不要な方でも、任意の中間申告書を提出する旨の届出書（裏面参照）を提出した場合には、自主的に中間申告・納付をすることができます。

その他、中間申告の制度や中間申告の要否などについて詳しくお知りになりたい場合は、国税庁ホームページを参照いただくか、所轄の税務署にお問合せください。

◎ 仮決算による中間申告を行うことができます！

- 事業の休廃業などにより、前課税期間から売上が大きく減少している場合などは、仮決算による中間申告を行うことで、中間申告の納付税額が減少する場合があります。
- 仮決算による中間申告書は、提出期限(※)を過ぎて提出することはできませんので、仮決算による中間申告をされる場合は、お早めの申告をお願いいたします。
- ※ 中間申告書の提出期限は、原則として中間申告の対象となる期間の末日の翌日から2月以内となります。

◎ 中間申告額の納付についてのご注意

- 納付が遅れた場合には、法定納期限の翌日から納付の日までの延滞税を本税と併せて納付する必要があります。
- 納期限を経過しても納付されない場合には督促状が送付されます。督促状の送付を受けてもなお納付されないときは財産の差押えなどの滞納処分を受けることがあります。
- 納期限までに納付できない事情がある場合には、お早めに所轄の税務署（徴収担当）にご相談ください。

任意の中間申告書を提出する旨の届出書

(受取印)

令和 年 月 日 税務署長殿	届 出 者	(フリガナ) 納 税 地	(〒 — —) (電話番号 — —)
		(フリガナ) 住所又は居所 (法人の場合) 本店又は 主たる事務所の 所 在 地	(〒 — —) (電話番号 — —)
		(フリガナ) 名称(屋号)	
		(フリガナ) 氏 名 (法人の場合) 代表者 氏名	印
		(フリガナ) (法人の場合) 代表者住所	(電話番号 — —)

下記のとおり、中間申告書の提出を要しない中間申告対象期間につき、六月中間申告書を提出したいので、消費税法第42条第8項の規定により届出します。

①	適用開始中間 申告対象期間	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日 令和 年 月 日						
②	①の中間申告対象期間 を含む課税期間	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日 令和 年 月 日						
③	②の直前 課税期間	自 平成 令和 年 月 日	至 平成 令和 年 月 日	(④)	③の課税期間 における 確定消費税額	円		
⑤	月 数 按 分 (④ × 6 / ③の月数)							円
参考事項					税理士 署名押印	印 (電話番号 — — —)		

※ 税 務 署 処 理 欄	整理番号		部門番号				
	届出年月日	年 月 日	入力処理	年 月 日	台帳整理		年 月 日
	通信日付印	年 月 日	確認印				

注意 1 ※印欄は、記載しないでください。

2 記載方法について詳しくお知りになりたい場合には、国税庁ホームページをご確認ください。
https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/shohi/annai/2603_02.htm

□消費税及び地方消費税の納税は期限内に

消費税及び地方消費税の税率が、平成31年(2019年)10月1日より 10%(現行8%)となります^(注)

(注) 税率が10%に引き上げられると同時に、軽減税率制度が実施されます。

期限内納付のために

課税事業者の方は、計画的な納税資金のご準備をお願いします！

消費税及び地方消費税の中間申告・納付額は直前の課税期間の確定消費税額を基礎として計算されます。税率の引上げにより消費税額（年税額）は10%で計算されますが、税率引上げ直後の課税期間における中間申告額は8%で計算されるため、確定申告においては、10%の税率により計算された消費税額（年税額）と、8%の税率により計算された中間申告額との差額を納付する必要があります。

このため、税率引上げ直前の課税期間と同様の決算内容であった場合でも、確定申告時の納付額が増加しますので、中間申告が必要な方は特にご注意ください。

【具体例】9月決算法人の申告・納付のイメージ（軽減税率は考慮していません。）

○ 平成31年(2019年)9月期(税率引上げ前)

合計	400万円	400万円	400万円	400万円
地方消費税	85万円	85万円	85万円	85万円
消費税	315万円	315万円	315万円	315万円

中間1回目 中間2回目 中間3回目 確定申告

税率8%

- 年税額 1,600万円
- 中間申告による納付額 1,200万円
⇒ $400\text{万円} \times 3\text{回} = 1,200\text{万円}$
- 確定申告による納付額 400万円
⇒ $1,600\text{万円} - 1,200\text{万円} = 400\text{万円}$

○ 平成32年(2020年)9月期(税率引上げ後)

(直前の課税期間と同様の決算内容であったと仮定した場合)

合計	404万円	404万円	404万円	788万円
地方消費税	89万円	89万円	89万円	173万円
消費税	315万円	315万円	315万円	615万円

中間1回目 中間2回目 中間3回目 確定申告

税率10%

- 年税額 2,000万円
- 中間申告による納付額 1,212万円
⇒ $404\text{万円} \times 3\text{回} = 1,212\text{万円}$
- ※ 地方消費税は引上げ後の税率（1.7%→2.2%）が適用されます。
- 確定申告による納付額 788万円
⇒ $2,000\text{万円} - 1,212\text{万円} = 788\text{万円}$



確定申告時の納付額が増加します。
計画的な納税資金のご準備を！

便利な納付方法は裏面へ

簡単・便利なダイレクト納付をご利用ください！

インターネットにアクセスできるパソコンをお持ちの方は、金融機関・税務署の窓口での納付に代えて、国税電子申告・納税システム（e-Tax）を利用した電子納税ができます。

特に、ダイレクト納付は、①インターネットバンキングの契約が不要、②電子証明書やICカードリーダライタが不要、③即時又は納付日を指定して納付が可能、といった簡単・便利な電子納税方式となっておりますので、ぜひご利用ください。

詳しくは、e-Tax ホームページ（www.e-tax.nta.go.jp）をご覧ください。



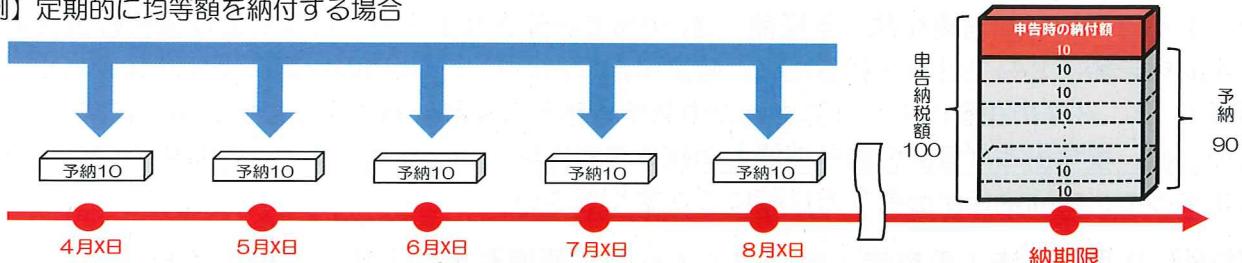
○ ダイレクト納付を利用した予納（平成31年（2019年）1月4日開始）

ダイレクト納付を利用している方であれば、確定申告により納付することが見込まれる金額について、その課税期間中に、あらかじめ納付日や納付金額等をe-Taxに登録しておくことで、登録した納付日に預貯金口座から振替により納付（予納）することができます。

納付日や納付金額を複数登録することができるので、定期的に均等額を納付することや、収入に応じて任意のタイミングで納付することができます。

利用方法など詳細については、国税庁ホームページにある「国税の納付手続」をご覧ください。

【例】定期的に均等額を納付する場合



個人事業者の方は、安全・便利な振替納税もご利用いただけます！

個人事業者の消費税及び地方消費税や申告所得税及び復興特別所得税は、電子納税や金融機関・税務署の窓口での納付以外に、金融機関の預貯金口座から引き落としの方法により納付ができる振替納税がご利用になれます。

振替納税を利用される方は、税務署に備付けの「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」（国税庁ホームページからダウンロードすることもできます。）に必要事項を記入・押印の上、税務署又は金融機関に提出してください。

任意の中間申告制度

直前の課税期間の確定消費税額（地方消費税額を含まない年税額）が48万円以下の事業者（中間申告義務のない事業者）が、任意の中間申告書を提出する旨の届出書を納税地の所轄税務署長に提出した場合には、当該届出書を提出した日以後にその末日が最初に到来する6月中間申告対象期間^(注)から、自主的に中間申告・納付することができます。

（注）「6月中間申告対象期間」とは、その課税期間開始の日以後6月の期間で、年1回の中間申告の対象となる期間をいいます。

《届出なし》

直前の課税期間の確定消費税額	中間申告回数
48万円以下	中間申告義務なし

《届出あり》

直前の課税期間の確定消費税額	中間申告回数
48万円以下	任意の中間申告（年1回）が可能

軽減税率制度に関する相談

軽減税率制度に関するご相談は、「消費税軽減税率電話相談センター（軽減コールセンター）」で受け付けております。

【専用ダイヤル】0570-030-456 【受付時間】9:00～17:00（土日祝除く）

軽減税率制度についての詳しい情報は、国税庁ホームページ内の特設サイト「消費税の軽減税率制度について」をご覧ください。

国税を期限内に 納付できない場合には…

国税については、それぞれ定められた期限までに納付していただく必要があります。

→ 延滞税がかかります。

※ 納付が期限に遅れた場合には、原則として法定納期限の翌日から完納する日までの日数に応じて計算した延滞税を納付しなければなりません。

→ 財産の差押えなどの滞納処分を受ける場合があります。

※ 督促状が送付されてもなお納付されない場合には、法律に定められた差押えなどの強制的な徴収手続を行うことになります。

→ 納税証明書「その3」が発行されません。

※ 納税証明書「その3」は「未納の税額がないこと」の証明です。

国税を一時に納付できない方のために猶予制度があります。

申請による換価の猶予

国税を一時に納付することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあり、他の国税の滞納がないことなどの一定の要件に該当するときは、その国税の納期限から6か月以内に所轄の税務署に申請することにより、原則として、1年以内の期間に限り、換価の猶予が認められる場合があります。

※ 上記の「申請による換価の猶予」のほか、「税務署長の職権による換価の猶予」があります。

納税の猶予

次のような理由により、国税を一時に納付することができないときは、所轄の税務署長に申請することにより、原則として、1年以内の期間に限り、納税の猶予が認められる場合があります。

- ①災害、病気、休廃業、事業上の著しい損失など
- ②本来の期限から1年以上経過した後に、修正申告などにより納付すべき税額が確定したこと

猶予が認められると…

- ・猶予期間中の延滞税の全部又は一部が免除されます。
- ・財産の差押えや換価(売却)が猶予されます。

申請の手続など、詳しくは税務署(徴収担当)にご相談ください。

国税を滞納すると…



国税を一時に納付できないときは、税務署で納付相談を受けています。納付相談では、事業の状況や資金・財産の状況などを伺います。納付も相談もない場合には、次のような手続で滞納処分を行うこととなります。



督促状送付

※ 納期限を過ぎても納付がない場合、督促状が送付されます。



督促状を送付しても納付されず、相談もない場合は…



財産調査

※ 金融機関や取引先などに対し財産の調査を行います。
※ 財産調査の一環として、徴収職員が居宅や事務所などの搜索を行う場合があります。



納付の相談がない、納付の約束が守られないなど
納付の意思が認められないような場合は…



財産差押え

※ 動産（貴金属等）、債権（売掛金・預金等）、不動産などの財産の差押えを行います。



取立て・公売

※ 差し押された債権の取立てを行います。
※ 動産や不動産等は、入札等による公売を行います。



滞納国税に充当

※ 取り立てた債権や公売による売却代金を滞納国税に充てます。

国税を納期限までに納付できない場合には、お早目に所轄の税務署（徴収担当）にご相談ください。

※ 国税を一時に納付できない納税者の方で、法令の要件に該当する場合には、猶予制度の適用があります（表面参照）。

国税を一時に納付できない方のために 猶予制度があります

申請による換価の猶予

次の①から⑤の要件の全てに該当するときは、原則として1年以内の期間に限り、換価の猶予が認められる場合があります。

- ① 国税を一時に納付することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあると認められること
- ② 納税について誠実な意思を有すると認められること
- ③ 換価の猶予を受けようとする国税以外の国税の滞納がないこと
- ④ 納付すべき国税の納期限から6か月以内に申請書が提出されていること
- ⑤ 原則として、担保の提供があること

※上記の「申請による換価の猶予」のほか、「税務署長の職権による換価の猶予」があります。

納税の猶予

次の①から④の要件の全てに該当するときは、原則として1年以内の期間に限り、納税の猶予が認められる場合があります。

- ① 次のAからFのいずれかに該当する事実があること
 - A 納税者がその財産につき、震災、風水害、落雷、火災その他の災害を受け、又は盜難に遭ったこと
 - B 納税者又はその者と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したこと
 - C 納税者がその事業を廃止し、又は休止したこと
 - D 納税者がその事業につき著しい損失を受けたこと
 - E 納税者に上記AからDに類する事実があったこと
 - F 本来の期限から1年以上経過した後に、修正申告などにより納付すべき税額が確定したこと
- ② 猶予該当事実に基づき、納税者がその納付すべき国税を一時に納付することができないと認められること
- ③ 申請書が提出されていること（上記「①F」の場合は納期限までの提出）
- ④ 原則として、担保の提供があること

※国税の納期限前に災害により財産に相当の損失を受けた場合には、別途、被災者のための納税の猶予があります。

猶予が認められると…

- ・猶予期間中の延滞税の全部又は一部が免除されます。
- ・財産の差押えや換価(売却)が猶予されます。

申請のための書類

猶予の申請をする場合は、次の書類を提出する必要があります。

- ① 「換価の猶予申請書」又は「納税の猶予申請書」
- ② 資産及び負債の状況、収入及び支出の状況を明らかにする書類
- ③ 担保提供に関する書類
- ④ 災害などの事実を証する書類(納税の猶予の場合)

担保の提供

猶予の申請をする場合は、原則として、猶予を受けようとする金額に相当する担保を提供する必要があります。

なお、次に該当する場合は、担保提供をする必要はありません。

- ・ 猶予を受ける金額が100万円以下である場合
- ・ 猶予を受ける期間が3か月以内である場合
- ・ 担保として提供することができる種類の財産がないといった事情がある場合

猶予期間

猶予を受けることができる期間は、1年の範囲内で、申請者の財産や収支の状況に応じて、最も早く国税を完納することができると認められる期間に限られます。

なお、猶予を受けた国税は、原則として、猶予期間中の各月に分割して納付する必要があります。

※猶予期間内に完納することができないやむを得ない理由があると認められる場合は、猶予期間の延長が認められる場合があります（当初の猶予期間と合わせて最長2年）。

猶予の取消し

次のような場合に該当するときは、猶予が取り消される場合があります。

- ・ 分割納付計画のとおりの納付がない場合
- ・ 猶予を受けている国税以外に新たに納付すべきこととなった国税が滞納となつた場合など

● 申請書の書き方などについては、「猶予の申請の手引」をご覧ください。

「猶予の申請の手引」は、国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)及び税務署の窓口でご覧いただけます。

● 国税を納期限までに納付できない場合には、お早目に所轄の税務署の徴収担当にご相談ください。

国税の納期限までに納付していない場合、納付までの日数に応じて延滞税がかかります。

また、督促状の送付を受けてもなお納付されない場合には、財産の差押えなどの滞納処分を受けることがあります。